

(書式 1 - 1 - 3 - 1)

株式譲渡制限会社の自己株式の取得の場合の株主総会議事録

臨時株主総会議事録

平成〇〇年〇〇月〇〇日（〇曜日）午前〇〇時から、〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号所在当社本店（〇階〇〇会議室）において、臨時株主総会を開催した。

この株主総会には、代表取締役社長〇〇〇〇、専務取締役〇〇〇〇、常務取締役〇〇〇〇、取締役〇〇〇〇、取締役〇〇〇〇、監査役〇〇〇〇が出席した。

A s a h i C h u o

定刻、当社定款の定めにより代表取締役社長〇〇〇〇は議長となり開会を宣し、本日の出席株主数及びその議決権数等下記のとおり報告し、本総会の付議議案の決議に必要な会社法及び定款の定足数を満たしている旨を述べ、直ちに議案の審議に入った。

記

総株主数（平成〇〇年〇〇月〇〇日現在）	〇〇名
発行済株式総数（平成〇〇年〇〇月〇〇日現在）	〇〇, 〇〇〇株
議決権を有する株主数	〇〇名
総株主の議決権数	〇〇, 〇〇〇個
本日出席の株主数	〇〇名
その議決権数	〇〇, 〇〇〇個
合計議決権数	〇〇, 〇〇〇個

議 案 当社株主から株式譲渡承認請求に関し、当会社が売渡請求を行い、
自己株を取得する件

議長は、平成〇〇年〇〇月〇〇日に下記当社株主より株式譲渡承認の請求がなされ、同年〇〇月〇〇日当社取締役会でこの承認を否決するとともに、当社がこの株式の買受人となる旨の決議がなされたことを受け、本臨時総会に、この売渡請求を行い自己株式を取得したい旨説明し出席株主に質問はないか問うたところ、出席株主からは特段質問は出なかった。次いで、議長は、その賛否を議場に諮ったところ、出席株主の議決権の3分の2以上の賛成（書面による原案賛成の株主〇〇名、その議決権数〇,〇〇〇個を含む）を得たので、本議案は原案のとおり可決された。

記

1 株式譲渡承認請求株主

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号

〇 〇 〇 〇

2 売渡請求を行う株式の種類、数量 普通株式 〇, 〇〇〇株

3 その取得価格 1株 〇, 〇〇〇円

総額 〇〇, 〇〇〇円

以上をもって、本総会の会議の目的事項はすべて終了したので、議長は、午前〇〇時〇〇分閉会を宣した。

上記議案の経過及びその結果を明確にするため、この議事録を作成し、議長及び出席取締役が次に記名押印する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇〇〇株式会社臨時株主総会

議長 代表取締役社長 ○ ○ ○ ○ 印

専務取締役 ○ ○ ○ ○ 印

常務取締役 ○ ○ ○ ○ 印

取 締 役 ○ ○ ○ ○ 印

取 締 役 ○ ○ ○ ○ 印



解説

1 平成18年5月施行の「会社法」においても、従前の商法と同様、株式譲渡につき承認を要する株式を定款において定めることができる（会社法第107条第1項第1号、同条第2項第1号）。

尚、この承認権限は、原則株主総会が有することとなるが、取締役会設置会社や定款に定めている場合は、取締役会等が承認権を持つ（会社法第139条第1号）。本文例は、取締役会に権限のある場合が前提となる。

2 「会社法」でも、会社が株主からの譲渡承認請求を受けた場合、自ら買い取るか買取人を指定することとなり、これについては総会での決議を要し、かつ3分の2以上の賛成を要する特別決議となる（会社法第140条第1、2項、同法第309条第2項第1号）。

尚、本例のように買い取り決議がなされると、議決請求株主に通知する前に、1株当たりの純資産額に買い取り株式数を乗したものを供託する必要がある（会社法第141条第2項）。

3 会社による売り渡し請求を行うには、株主からの請求に拒否する旨通知した日から合計40日以内（会社法第145条）に買い取り条件を提示することが求められる関係で、必ずしも定時総会で行えることとはならず、通常は臨時総会で対応することとなる。